

2020年4月20日

中央大学

学費納入期限等に係る特例措置について(お知らせ)

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策による学年暦の変更、並びに国による緊急事態宣言の発令に伴う学費負担者の皆様の経済的な影響等を踏まえ、学部及び大学院・専門職大学院の学費等に係る取り扱いの一部について、2020年度前期(春学期)における特例措置として、下記のとおり期限を延長いたしますので、お知らせします。

記

1. 学部

① 前期(春学期)休学者学費減免適用期限

4月30日(木) から 5月29日(金) に変更

② 全期及び前期(春学期)学費の延納手続完了者納入期限

7月14日(火) から 7月31日(金)に変更

※納入期限の延長が必要な場合は、6月30日(火)までに延納願を所属学部事務室に提出してください。なお、新入生は延納手続きの対象者となりません。

2. 大学院・専門職大学院

全期及び1期(専門職大学院は前期)納入期限

4月27日(月) から 5月29日(金)に変更

※除籍警告期限及び除籍取消期間についても延長しますので、対象者は通知文書で確認してください。

以上

(お問い合わせ先)中央大学経理部経理課学費担当

※本学公式 Web サイトお問い合わせフォームから

お問い合わせください。

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=127>